

歌志内市市長交際費支出等基準

平成25年4月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、市政運営の円滑化及び透明化を図るため、市長及び市長の指名する職員が市を代表して交際する場合の経費（以下「交際費」という。）の支出及び慶弔対応の基準を定め、適正な処理をすることを目的とする。

(支出基準)

第2条 交際費は、市政の進展に結びつくことが期待できる場合において、社会通念上の儀礼の範囲内と認められる相手方、金額を限度として支出することができるものとし、その支出及び慶弔対応の基準（以下「支出等基準」という。）は別表のとおりとする。

2 支出等基準は、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(執行状況の公開)

第3条 交際費の使用区分、執行月日、支出金額及び支出内容については、市のホームページにおいて公開するものとする。ただし、その内容が非公開情報（歌志内市情報公開条例（平成10年条例第22号）第8条の非公開情報をいう。）に該当するものであるときは、当該該当する部分は公表しない。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、交際費の支出及び慶弔対応に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成25年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 慶祝

内 容	祝 儀 等
市政に関わる各種式典や行事等への祝儀又は各種大会等での顕著な活躍により市の文化・スポーツ振興に貢献した者への激励金等	祝儀・激励 5,000円～30,000円以内 祝花・祝酒 社会通念上の相当額

（備考）会費制の行事等は原則会費の支出による。

2 弔慰

内 容	区 分	香 典	供 花	弔電
市政に貢献、交流のある者又はその親族が逝去したときの香料等	名誉市民	別途弔慰金等対応（協議）		
	市議会議員、市の執行機関の委員、公職者台帳登載者、関係市町村長・副市町村長・教育長、関係国・道・市町村議会議員、関係官公庁・団体の要職者（いずれも元職を含む）、元職の市長・副市長（助役）・収入役・教育長	5,000円 ～ 30,000円 以内	社会通念上の相当額	○
	市長が特に必要と認めたもの（名誉市民及び上記各職の配偶者・1親等親族など）			

（備考）弔辞はその都度協議する。また、地域の慣習等の理由により、基準により難しいときは社会通念上妥当な範囲において調整する。

3 見舞

内 容	見 舞 金 等
市政に貢献、交流のある者又はその親族への入院・罹災見舞金等	見舞金・見舞品 社会通念上の相当額

（備考）原則として入院・罹災の理由ごとに1回までの支出とする。

4 会費

内 容	会 費 等
総会、懇談会等市長宛に案内を受けた行事の出席に伴う会費等	会費等 案内状等に記載された金額

（備考）2次会の類及び政治資金パーティーへの支出は行わない。

5 協賛

内 容	協 賛 金
各種団体等が行う活動で趣旨・目的等の公益性が認められるものへの協賛金	協賛金 3,000円～10,000円以内

(備考) 市が補助金等を支出している団体及び官公庁主催の事業等への支出は行わない。

6 その他

内 容	区 分	品 代 等
外部との交際及び市のPR活動上で必要と認められる記念品代等	来客用記念品・訪問先への土産品	1人(1か所)につき 社会通念上の相当額
	市長公用名刺	実費
	その他	社会通念上の相当額